

令和 7 年

議会運営委員会記録

令和 7 年 2 月 2 8 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和7年2月28日（金曜日）
午前 9時15分 開会 午前 9時18分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 厳
主 任	本 間 修		

◇本日の会議に付した案件

懲罰動議について

午前 9時15分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、懲罰動議についてです。

令和7年2月27日付けで、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により、富澤啓二議員ほか2名から、待鳥美光議員に対する懲罰動議が議長に提出されました。

動議の内容については、お手元に配付してありますとおりです。

お諮りします。

本動議については、本日の議事日程に追加し、議案に対する質疑の次に議題としたいと思います。

なお、懲罰の動議があったときは、委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されることとなっております。

また、懲罰の動議については、会議規則第161条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないことから、本動議は懲罰特別委員会に付託することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、本動議については、委員会で詳細かつ慎重に審査を行うため、提案説明を含めた一切の審査を委員会で行うこととし、本会議での提案説明は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、ただいま、提案説明を省略することと決定しましたので、本会議で動議に対する質疑は行わないことになりますので、御了承願います。

次に、懲罰特別委員会の構成については、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、定数を8名とし、委員には、松永靖恵議員、齋藤幸子議員、渡邊竜幸議員、赤松祐造議員、菅原満議員、鎌田泰春議員、富澤啓二議員、吉田武司議員、以上の方々を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、懲罰特別委員会については、３月７日、金曜日の常任委員会終了後に開催し、審査を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

以上で本日の案件は終了となります。

本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前 ９時１８分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司